

宇治川漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・ 遊漁料減免内容の変更

2 新旧対照表

変更前		変更後	
(遊漁料の額及び納付の方法) 第6条 略 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。		(遊漁料の額及び納付の方法) 第6条 略 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。	
ア 遊漁する者の区別	イ 遊 漁 料	ア 遊漁する者の区別	イ 遊 漁 料
70歳以上の高齢者及び中学生以下の者でかつ、身分、年齢等を証する証票所持者	第1項に規定する各料金の 2分の1	中学生以下の者でかつ、身分、年齢等を証する証票所持者	第1項に規定する各料金の 2分の1
身体障害者手帳を所持する者			